

福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業企画課
発行責任者
農政部長 斎藤 房一

農業を始めたい皆さんを応援します！

■ 農業就業拡大推進事業

新規就農者に対して研修費用、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成します。

1 事業の概要

- (1) 農業研修支援事業
就農予定時の年齢が65歳未満で新規就農を目指す方を研修受入する経営体に対して、研修1時間あたり300円を助成します。
※1人あたり年間18万円を上限。最長1年間。※研修生が親族（三親等以内）でないこと。※農の雇用事業等本事業の内容と重複する助成を受けていないこと。
- (2) 農業経営開始支援事業
兼業を含む農業経営を開始する就農時65歳未満の新規就農者に月額5万円を最長2年間交付します。（予算の範囲内で）
※既に経営を開始して3年以上経過した方は対象になりません。※農業次世代人材投資資金（経営開始型）を受給したことがなく、年間の農産物販売金額が50万円以上の経営を目指す方。
- (3) 農業用機械等導入支援事業
親元就農を含む就農時の年齢が65歳未満の新規就農者に対して、農業用機械等の取得に要する経費の3分の1（1,000円未満切り捨て）以内を補助します。
※1経営体につき30万円を上限。※取得する農業用機械等の価格が30万円以上かつ、認定を受けた後に取得したものが対象になります。※既に経営を開始して就農後3年以上経過した方は対象になりません。※農業次世代人材投資資金（経営開始型）を受給したことがある方は対象になりません。

2 申請期間 6月28日(金)まで

■ 農業次世代人材投資事業

令和元年度農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給希望者を募集します。

1 事業の概要

最大で年間150万円（夫婦共同の場合、最大で年間225万円）の資金を最長5年間交付
※経営開始2年目以降は前年の総所得に応じて交付金額が変動します。

2 対象者

独立・自営就農時の年齢が50歳未満であり、農業経営者となる強い意欲を有している方。

※親族が農家の場合は新規参入者と同等の経営条件（新たな作目の導入、経営の多角化等）が必要です。※既に独立して農業経営を開始している方、または、継承する予定の経営に従事している方で5年以上経過した方は対象になりません。

〈問合せ先〉

農業企画課
農政企画係
電話（525）3726



気候変動への対応や農作物被害対策を強化します！

■ 樹園地等湧水対策整備事業

高温・少雨など気候変動による影響緩和策として、用水確保のための井戸掘削費用の一部を補助します。

1 事業の概要 2戸以上の利用または単独での受益面積が概ね20a以上で農業用水としての水源確保のため井戸を掘削する場合に予算の範囲内で、掘削費用の1/2以内（上限20万円）を助成します。

※試掘や揚水ポンプ設置費用は、対象となりません。

2 対象地 農業用水が確保されていない樹園地等

3 対象者 販売農家

4 申請期間 6月28日(金)まで

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話（525）7720



■ 果樹品質向上対策事業

裂果防止や病虫害防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設等の導入・更新により品質の向上を図る果樹農家に対し、経費の一部を補助します。

1 事業の概要 雨よけハウスを新設又は、既存の雨よけハウスを更新（ビニールの張替えを除く）する場合に予算の範囲内で事業費の1/3以内（上限100万円）を助成します。

2 対象者 販売農家

3 申請期間 6月28日(金)まで



平成30年度 福島市農業賞を3組の皆さまが受賞されました

平成30年度の福島市農業賞は、農業の持続的発展のため、若手や地域活性化に貢献された方を対象とする「農業奨励賞」を新設し、3組の皆さまが受賞され本年1月に表彰式が行われました。次世代を担う若手にも光を当て、幅広い農業者がお互いに技術の向上を図り活躍していただくことで、本市の農業全体の活性化が期待されます。



●（農業賞 営農集団部門）水保地区遊休農地対策協議会 様

市内水保地区の農地の利用集積や遊休農地の解消を図るため、地域が一体となって農地の保全活動に取り組んでこられました。これまでに52ha余りの農地を集積・貸付けを行うことで、耕作放棄地の解消や鳥獣被害の防止にもつなげるなど、地域農業の持続的な発展に資する取り組みとして大きな功績を挙げられました。

●（農業奨励賞 次世代農業者部門）橋内 義知 様、望 様 ご夫妻

後継者として就農以来、先進地域の調査研究や新しい技術への挑戦など担い手として研さんを積まれております。加えて、風評の払拭に向けて自身が副代表をつとめる「ふくしま土壌ネットワーク」では、6次化商品の開発や絵本の発行をはじめとした各種PR・食育事業などに積極的に取り組まれるなど、今後、地域農業の中心的な担い手としての活躍が期待されます。

●（農業奨励賞 地域活性化部門）油井 健治 様、妙子 様 ご夫妻

ご夫妻で経営されている「もんぞう農園」のりんごを使ったジュースのラベルデザインを福島西高校の生徒と協同で行うなど、次世代を担う担い手「地域を知り、地域を学ぶ」機会の創出に努められております。またお二人は、福島市市民農園管理組合長や、女性認定農業者会の初代会長などとして、個々の活動でも地域農業の活性化に貢献いただいております。

より良い農業の証「GAP」に取り組みましょう！

GAP（ギャップ）とは、「**G**ood（良い） **A**gricultural（農業） **P**ractice（行い）」の頭文字を取った略語で、農産物や環境、労働の安全を確保し、より良い農業に取り組むことをいいます。

農産物（食品）の安全をはじめ、環境保全、労働安全などに関する取り組みを行うことで、農業活動を改善し持続可能な農業経営の実現につながります。

《まずは、点検してみよう！》

- ① 農薬の使用は、ガイドラインに沿った適正か。
- ② 異物混入を防ぐため作業場は、衛生的で整理整頓されているか。
- ③ 作業の安全のため機械や設備の点検・整備は定期的に行っているか。
- ④ 繁忙期の労働力管理は出来ているか。 など

実際に困ったことが起きないように経営管理を適正に行うことです。

《GAP認証を取得したい！》

GAP認証取得の経費について助成制度や指導を受けられる制度がありますのでご相談ください。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話（525）7720
 県北農林事務所農業振興普及部 電話（521）2609



「経営所得安定対策等」加入申請会

下記の日程により、「経営所得安定対策等」の加入申請会を開催します。地区割りしていますが、ご都合の悪い場合はどの会場でも参加いただけます。

申請会には、次のものをご持参ください。 ● 営農計画書(兼)水稻加入申込書(控え) ● 印鑑(通帳印)
● 預金通帳

令和元年度経営所得安定対策等加入申請会日程

実施期間 5月24日～6月7日

月日	開催場所	受付時間	地区割り
5月24日(金)	JAふくしま未来北信支店2F会議室	10:00～12:00	余目・矢野目・鎌田・瀬上
		13:30～15:30	
5月27日(月)	JAふくしま未来福島東部支店会議室	13:30～18:30	中央・渡利・立子山・岡山・向鎌田・大波
5月28日(火)	JAふくしま未来松川支店2F会議室	13:30～18:30	松川町・金谷川
			松川全地区
5月29日(水)	JAふくしま未来松川支店2F会議室	13:30～18:30	水原・下川崎
			松川全地区
5月30日(木)	JAふくしま未来飯野支店会議室	13:30～15:30	飯野
5月31日(金)	JAふくしま未来福島南支店2F会議室	13:30～18:30	大森・鳥川・佐原・佐倉
			南全地区
6月3日(月)	JAふくしま未来福島南支店2F会議室	13:30～18:30	平田・杉妻・吉井田・荒井・土湯
			南全地区
6月4日(火)	JAふくしま未来野田支店3F会議室	10:00～12:00	野田・庭坂・庭塚・水保
		13:30～15:30	
6月5日(水)	JAふくしま未来飯坂東支店2F会議室	13:30～15:30	飯坂・中野・平野・湯野・東湯野・茂庭
6月7日(金)	市役所信陵支所2F会議室	13:30～18:30	大笹生・笹谷・清水(旧北部組合員含む)

★経営所得安定対策等の概要について

平成30年度より「経営所得安定対策等」における米の直接支払交付金は廃止となりましたが、その他の各制度(下記参照)は継続していますので、ぜひご加入ください。

○水田活用の直接支払交付金

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ・麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、標準的な生産経費と標準的な販売額との差額も生産量と品質に応じて交付。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- ・米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規農業者、集落営農が対象となります。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話(525)7720

「大豆」作付時にはご注意を!

出荷・自家消費を問わず、放射性物質の吸収を抑制する対策としてカリ肥料の散布が必要です。大豆を作付する方で「作付意向調査票」未提出の方や新たに作付する方は、必ず5月27日(月)までに下記にご連絡ください。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話(525)7720

6次化推進に関するお知らせ

6次化相談員の派遣について

6次化に取り組む農業者や企業等が抱える課題解決を図りながら、本市産農産物を使った商品開発や販路拡大を支援する6次化相談員を派遣します。

1 相談内容

- ① 本市産農産物を活用した加工品の開発 ② 加工業者など他の商工業者との連携
③ 販路開拓 ④ 農家レストランや農家民宿等のその他6次化に関する相談

2 料金 無料

ご希望の方はお電話等で事前に申し込みをお願いします。

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529) 7663

四季の里「農産加工館産品開発室」の料金が改定されました

四季の里「農産加工館産品開発室」は、市内農業者の方であればどなたでもご利用可能な農産物の加工施設です。主にジュースやジャムの製造が可能で、専門スタッフによる指導も受けることができますので、安心してご利用いただけます。農産物を活用した、魅力ある商品開発をしてみませんか！ご利用をお待ちしております。



※H31年4月より料金が改定されました。なお、料金は製造内容、製造量により変わります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

(料金の例)

リンゴジュース720ml 販売用100本製造の場合

○改訂前 (1本270円×100本)+光熱水費相当額2,000円=29,000円

○改訂後 (1本130円×100本)+光熱水費相当額2,000円=15,000円

〈問合せ先〉 四季の里「農産加工館産品開発室」 電話 (593) 0109



会員募集！ 福島市アウトウ生産研究会



福島市アウトウ生産研究会は、市内の生産者を会員とし、アウトウの品質向上と生産拡大により、産地化を推進する団体です。本市産アウトウのPRや先進地視察の研修など、変化する生産環境に対応するための新たな栽培技術の研究を行っています。

当研究会では、随時、会員を募集しています。市内のアウトウ生産者で、会の活動に興味のある方は一緒に活動してみませんか。

●●主な活動内容●●

- ・ふくしまサクランボまつりの開催 ・サクランボ鉢植えの展示
- ・先進地視察研修の実施 ・せん定検討会の実施
- ・Y字仕立てによる低樹高栽培の研究 など

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529) 7663



市長からのメッセージチラシをご活用ください

福島市産農産物の安全・安心をPRするチラシを作成します。チラシは、JAふくしま未来福島地区本部の各支店・営農センター・資材店のほか、福島市役所農業振興課に設置します。また、配付開始時期は6月中旬を予定しており、希望者には郵送も可能です。

贈答用の箱に入れるなど、消費者へのPRのためにぜひご活用ください。

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529) 7663



平成31年4月から 新たな森林経営管理制度がスタート

森林の適切な伐採・造林・保育などの経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

森林が適切に経営管理されるよう、今後、現地調査や、森林所有者の皆さんに意向調査を実施することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

〈届出・問合せ先〉 農林整備課林務係 電話 (525) 3729



森林の土地の所有者は届出を!



森林法の規定により、森林の所有者となった場合は、市への届出が必要です。

1 届出の対象

個人・法人を問わず、売買契約、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を取得した場合に必要となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は不要です。

2 届出の方法

所有者となった日から90日以内に、届出書の様式（農林整備課窓口に備え付けのもの、または市のホームページからダウンロードしたもの）に届出者及び前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所、面積を記入し、土地の位置を示す図面、権利を取得したことが分かる書類等を添付してください。

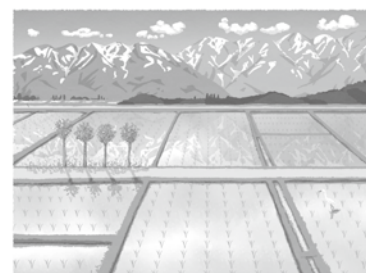
〈届出・問合せ先〉 農林整備課林務係 電話 (525) 3729

大雨時の水路の管理、水田の水管理は適切に!

大雨時、水路から溢水しないよう、日頃から水路の土砂上げやゴミの除去など清掃を行い、適正な維持管理に努めてください。

また、大雨が予想される時に水口・落とし口の水調整が適切に行われなかったために、畦畔があふれて水田の法面が崩れ、隣接の水路・道路に土砂が流れ込むケースが年に数件発生しています。このような場合は、原因者に復旧していただくこととなりますので適切な水田の水管理に努めてください。

〈問合せ先〉 農林整備課管理係 電話 (525) 3728



水路・水門の管理は注意して!

- 大雨洪水に備えての水路・水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。
- 水路周辺や水門への管理通路は、転倒・滑落防止のため日ごろから除草に努めてください。
- 水路に落ちた草等は取り除いてください。

〈問合せ先〉 農林整備課管理係 電話 (525) 3728

「はかり」を使用している農家の皆様へ

2年に1回「はかり」の定期検査が必要です

商店・農家の取引や証明のために使用する「はかり」は、適正な計量の確保のため、「計量法」の規定により、2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。

「はかり」を使用し事業を営んでいる方の中で、受検する必要のある方は、必ず定期検査を受検してください。

令和元年度対象地区

本庁並びに清水、北信、信陵、飯坂及び飯野支所管内

受検義務のある
「はかり」の一例

- ・農産物などの売買、出荷や宅配便の受付のための「はかり」
- ・観光農園や農産物直売所における料金算定や量目表記のための「はかり」

※目安程度に使用する場合は、定期検査の必要はありません。

詳細は、福島市ホームページ「ふくしまの計量」をご参照ください。

〈問合せ先〉 商業労政課計量検査所 電話 (525) 3721



出荷制限解除に向けた 山菜・野生きのこ類の調査について

福島県では、山菜及び野生きのこ類の出荷制限解除に向けた放射線量の測定調査を行っています。福島市内で生育する下記対象品目を調査用に提供いただける方は品目や場所等について情報提供をお願いします。

○対象品目

こごみ、たけのこ、こしあぶら、野生のわらび、ふきのとう、たらの芽、きのこ

〈問合せ先〉 県北農林事務所林業課 電話 (521) 2632



爆音機の 適正使用について

爆音機の使用をめぐる周辺住民の方々とのトラブルを避けるため、できるだけ爆音機以外の防止策で対応されますようお願いいたします。

やむを得ず使用する場合は、次のことを守ってください。

- ① 使用時間は午前6時以降日没までとし、特に午前6時以前の使用はしないでください。
- ② 発生音量及び設定台数については、ほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。

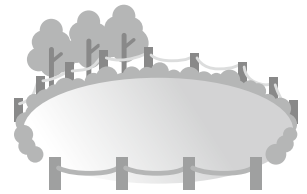
〈問合せ先〉 農業企画課農業対策係
電話 (525) 3727

ため池等放射性物質対策を 進めています

福島市及び福島市土地改良区管理の農業用ため池のうち、貯留水や底土等に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障をきたしているため池について、営農再開・農業復興の観点から、その影響を低減することを目的として、平成29年度から令和2年度までの4箇年において、66箇所の対策工を実施します。

対策工は、乾燥状態で1kg当たり8,000ベクレルを超える部分の底土除去等を行うもので、各地区で順次進めていきます。

〈問合せ先〉 農林整備課管理係 電話 (525) 3728

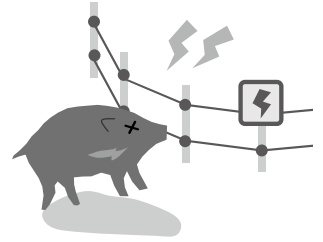


有害鳥獣被害対策に関するお知らせ

農作物を守るため電気柵を設置しましょう

有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、電気柵が大変有効です。下記の助成制度もありますので、対策を地域や集落ぐるみで検討している場合はお問い合わせください。

- ① **市電気柵補助事業（市補助）**：3戸以上で補助する場合は 1/2の補助
1～2戸で設置する場合は 1/3の補助
- ② **鳥獣被害防止総合対策交付金（国補助事業）**：資材費全額。
※ 地域や集落ぐるみで対策を行うことなどの要件があります。



鳥獣害対策の新たな取り組みについて

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、新たに下記の事業に取り組みます。

- ① **イノシシ対策強化事業**：イノシシによる被害対策を強化するため、前年度から150頭増やした750頭の捕獲に対し、捕獲助成金を交付します。
- ② **ニホンザル対策強化事業**：福島市鳥獣被害対策実施隊員によるニホンザルのパトロール活動を実施し、捕獲や追い払いなどの被害対策を強化します。
- ③ **緩衝帯整備事業**：電気柵による被害対策に加え、緩衝帯を整備するために地域の農業者が主体的に実施する刈り払いなどの費用の一部を助成します。

〈問合せ先〉 農業企画課農業対策係 電話 (525) 3727

農業委員会からのお知らせ

～農業者年金受給権者の皆様へ～ 現況届提出のお願い

農業者年金「現況届」の用紙が5月末頃に農業者年金基金から農業者年金受給権者ご本人に送付されます。同封の記入例をご覧くださいのうえご記入・署名いただき、6月28日(金)までに農業委員会事務局へご提出ください。なお、期限内に提出がなかった場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。また「現況届」の用紙が届かない場合は、お早めに下記までお問い合わせください。

農地の適正な管理を！

近年、遊休農地が増加しています。遊休農地は、単に雑草の繁茂や病害虫の発生に留まらず、ゴミなどの不法投棄や火災の要因、さらには周辺農地へ重大な悪影響を及ぼすこともあります。自ら耕作できない場合であっても、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病害虫の駆除などを行い、農地の適正な管理に努めましょう。



令和元年度の農作業賃金・農作業料金標準額の目安がまとまりました

平成30年度中、市内の農家の方へのアンケートを基に、農作業賃金と農作業料金の標準額の一覧表を作成しました。一覧表は市役所各支所に備え付けてあります。また、市のホームページでもご覧いただけますので、ご参照ください。



〈問合せ先〉 農業委員会事務局 電話 (525) 3779

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の5月から8月までの休市日は次のとおりです。出荷される際には、ご注意ください。

※青果部・水産物部

5月1日(水) 5月8日(水) ※水産物部は開市日 5月15日(水) 5月22日(水) 5月29日(水)
6月5日(水) 6月12日(水) 6月19日(水) 6月26日(水) 7月3日(水) 7月10日(水) 7月24日(水)
7月31日(水) 8月7日(水) 8月14日(水) 8月15日(木) 8月16日(金) 8月21日(水) 8月28日(水)

なお祝日ですが青果部・水産物部ともに開市日となる日は、5月2日(木)、5月3日(金)、5月6日(月)、8月12日(月)です。また水産物部については8月11日(日)も祝日ですが開市日です。

※花き部

毎週木曜日と7月20日(土)、8月6日(火)、8月13日(火)、8月16日(金)、8月17日(土)が休市日となります。

なお、5月1日(水)、5月3日(金)、5月4日(土)、5月6日(月)、7月15日(月)、8月12日(月)は、祝日ですが開市日となります。

〈問合せ先〉 市場管理課 電話 (553) 1213

「市場の土曜感謝市」を開催します。

日時 令和元年5月18日(土) 午前11時～午後1時

令和元年6月15日(土) 午前11時～午後1時

場所 福島市公設地方卸売市場内

内容 生鮮食料品(青果・水産物)と花、関連店舗取扱商品の即売

〈問合せ先〉

公設地方卸売市場まつり運営委員会事務局(市場協会内) 電話 (553) 3431



農業振興室が農業企画課、農業振興課に再編されました。

これまでの農業振興室を2課制に再編し、農業課題に迅速な対応ができるように、組織の再編を図りました。

〈農業企画課・農業振興課の業務ごとの連絡先〉



○農業企画課

Table with 3 columns: 係名, 主な業務内容, 連絡先. Rows include 農政企画係 and 農業対策係.

○農業振興課

Table with 3 columns: 係名, 主な業務内容, 連絡先. Rows include 生産振興係 and 販売促進係.